

1 渋谷区犯罪被害者等支援条例（案）
2

3 渋谷区は、多様な文化が交差するまちとして、誰もが安心して暮らすことのできる社
4 会の実現を目指しています。

5 一方で、犯罪により平穏な生活が突然奪われ、心身の苦痛や経済的困難に直面し、そ
6 の後の生活に深刻な影響を受ける人々が存在しています。

7 犯罪被害者等は、被害そのものに加え、社会的な偏見や誤解、周囲の無理解による二
8 次被害に苦しむことも少なくありません。

9 こうした状況において、地域社会が一体となって犯罪被害者等を支え、その尊厳を守
10 り、平穏な生活を取り戻すための支援を行うことは、渋谷区の重要な責務です。

11 また、新たな被害を生じさせないためには、犯罪等を未然に防止するための取組を推
12 進することも不可欠です。

13 渋谷区は、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、生活の再建を支援する
14 とともに、区民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれた状況への理解と配慮を深め、互い
15 に尊重し、支え合う地域社会の実現を目指します。

16 こうした考えの下、犯罪被害者等の権利を尊重し、支援の充実を図る施策を総合的に
17 推進するため、この条例を制定します。

18 （目的）

19 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっ
20 とり、渋谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等への支援に関する基本理
21 念を定め、区の責務並びに区民等、事業者及び学校等の役割を明らかにし、犯罪被害
22 者等への支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害
23 の回復又は軽減を図り、もって区民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会
24 の実現に寄与することを目的とする。

25 （定義）

26 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
27 るところによる。

28 （1）犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。

29 （2）犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族その他これら
30 に準ずる者として区長が認める者をいう。

31 （3）区民等 区内に住所を有する者、区内に存する事業所若しくは事務所に勤務する
32 者又は区内に存する学校に在学する者等をいう。

33 （4）事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

34 （5）学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び学校
35 以外の教育施設でその教育課程が学校等の教育課程に相当するもの並びに就学前
36 の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法

律第 77 号) 第 2 条第 6 項に規定する認定こども園及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。

(6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被るインターネット等による誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目、心ない言動又は偏見による差別等によって生じる生活への脅威又は制限、心身の不調、尊厳の侵害及び経済的損失等の被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害のことをいう。

(8) 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等への支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係者をいう。

(基本理念)

第 3 条 次に掲げる基本理念にのっとり、犯罪被害者等への支援を推進する。

(1) 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

(2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、再被害及び二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

(3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速・公平に途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(区の責務)

第 4 条 区は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に係る施策を策定し、及び実施するものとする。

2 区は、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとし、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。

(区民等の役割)

第 5 条 区民等は、第 3 条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、区及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、第 3 条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、その従業者が犯罪被害者等となった

場合に必要な支援を行い、区及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、第3条の基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するものとする。

(1) 教育等の活動を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮すること。

(2) 在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、学校等において適切な配慮をすること。

(3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

(犯罪被害者等相談窓口の設置)

第8条 区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するものとする。

2 区は、前項の相談窓口において、犯罪被害者等の支援に関する専門的知識及び経験を有する相談員（以下「犯罪被害者等支援相談員」という。）を配置する。

3 犯罪被害者等支援相談員は、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整、付添いその他必要な支援を行うものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第9条 区は、犯罪被害者等に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 犯罪等に起因する相談に関する支援

(2) 経済的負担の軽減に関する支援

(3) 家庭生活、就業及び学業等の社会生活に関する支援

(4) 住居の確保及び居住の安定に関する支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援

(関係機関等との連携)

第10条 区は、犯罪被害者等が必要なときに必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。

(人材の育成)

第11条 区は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、区の職員その他犯罪被害者等の支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等の支援に係る研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第12条 区は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

(理解の促進)

第13条 区は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等への支援の必要性について、区民等、事業者及び学校等が理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(被害予防及び犯罪等の防止)

第14条 区は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、被害予防に係る助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、犯罪等の未然防止を図るため、地域における見守り活動その他の安全確保に関する取組を支援するとともに、犯罪等の予防に資する必要な施策を講ずるものとする。

(区内に住所を有しない者への支援)

第15条 区は、区内に住所を有しない者から区内で発生した犯罪等の被害に係る相談を受けたときは、第8条の相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。